

報 道 資 料

令和8年10月2日

教育部教職員課
0742-34-5299（ダイヤルイン）
選挙管理委員会事務局
0742-34-3501（ダイヤルイン）

職 員 の 懲 戒 処 分 に つ い て

このことについて、下記のとおり令和8年10月2日付で処分の発令をした。

記

1. 教育委員会

所属・補職	年齢	処分内容	処分理由
市立小学校 会計年度任用職員	40	停職 1 月	令和 8 年 4 月 2 4 日、市内のスーパーマーケットにて、セルフレジに残されていた他者のつり銭（現金 7, 0 0 0 円）を店に届け出ることなく無断で自宅に持ち帰り窃取したとして、後に検挙された。その後、同年 7 月 9 日付で、奈良地方検察庁より不起訴処分（起訴猶予）された。

・適用法令：地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号

2. 選挙管理委員会

所属・補職	年齢	処分内容	処分理由
選挙管理委員会事務局 係長 事務職員	49	停職 1 月	令和 8 年 7 月 2 1 日、午後 9 時 1 6 分頃、大和郡山市内において、酒気を帯び、呼気 1 リットルにつき 0. 1 5 ミリグラム以上 0. 5 ミリグラム未満のアルコールを身体に保有する状態で自転車を運転したとして、道路交通法違反（酒気帯び運転等の禁止）により同年 9 月 2 日付で、奈良区検察庁より略式起訴され、同年同月 7 日付で、奈良簡易裁判所より罰金 1 0 万円の略式命令を受けた。

・適用法令：地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号